

はじめに（審議会開催の趣旨）

（１）一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改訂について

東部圏域の市町及び鳥取県東部広域行政管理組合は、平成16年2月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しました。

この基本計画は、概ね5年ごとに見直しを行うことが適切とされていることから、本組合では平成20年7月の本廃棄物等審議会で見直しを進めてきました。

しかし、可燃物処理施設整備事業に伴う地元交渉が難航する中で、施設規模等については設定することが難しい状況となったため、平成21年6月の審議会において、本組合が設置する可燃物処理施設整備検討委員会に、地元交渉の進捗状況に合わせて施設規模の設定を委ねることといたしました。

可燃物処理施設整備検討委員会においては、施設規模等について検討がなされ、平成25年8月に可燃物処理施設整備の検討に係る第3次報告書を本組合へ提出されました。

本組合では、可燃物処理施設整備検討委員会からの報告書を踏まえ、組織市町及び組合議会との協議並びにパブリックコメントを実施のうえ、平成25年12月に新可燃物処理施設整備計画を策定しましたので、この度、当該計画を基本計画に反映するとともに実績値等最新の情報に時点修正を行うため、基本計画を改訂しようとするものです。

（２）一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の適正化について

平成23年10月に廃棄物等審議会（以下「審議会」という。）において、一般廃棄物処理手数料及び公の施設の利用料金（以下「処理手数料等」という。）を見直しており、当審議会の答申書に沿った内容の関係条例の改正が行われ、現在に至っているところです。

現在の処理手数料等の適用期間は、平成24年度から平成26年度の3年間であるため、本年度に平成27年度から平成29年度までの3年間の処理手数料等について、調査及び審議するものです。

- 一般廃棄物処理手数料の対象施設 鳥取県東部環境クリーンセンター
- 公の施設の利用料金の対象施設 因幡霊場、白兔グラウンドゴルフ場

1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改訂について

1. 計画の位置付け

1-1 他の計画等との関係

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 29 年法律第 72 号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づき策定するマスタープランとして位置づけられています。

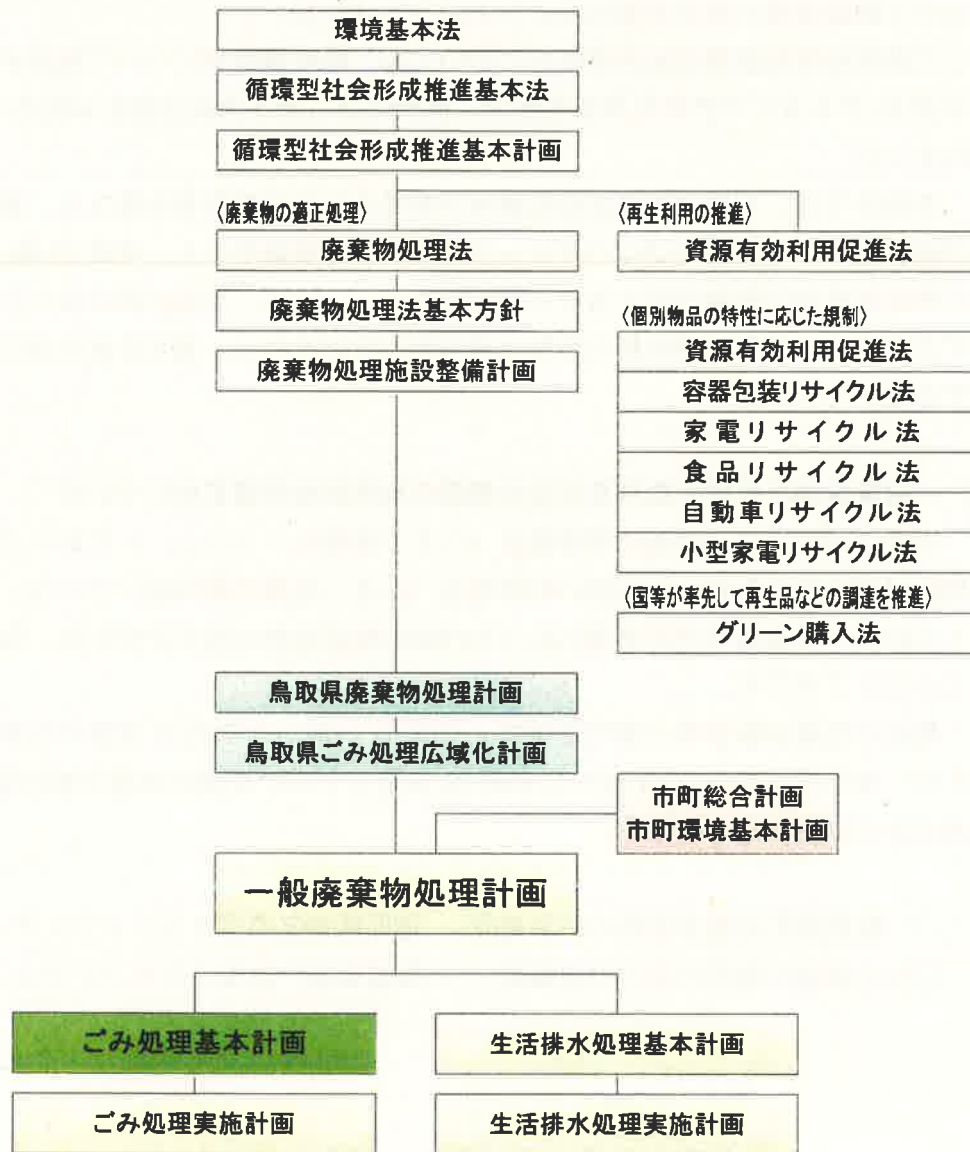


図 1-4-1 本計画と他の計画との関係

1-2 計画対象区域

計画対象区域は、東部広域を構成する鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町の全域とします。

1-3 計画の範囲

本計画における計画処理対象廃棄物は図 1-4-2 に示すとおりであり、原則として一般廃棄物のうち固形状のもの（ごみ）としますが、表 1-4-1 で示すものについては独自ルートで処理しています。なお、社会情勢の変化等により、必要に応じて、これら以外の廃棄物の処理も検討を行います。

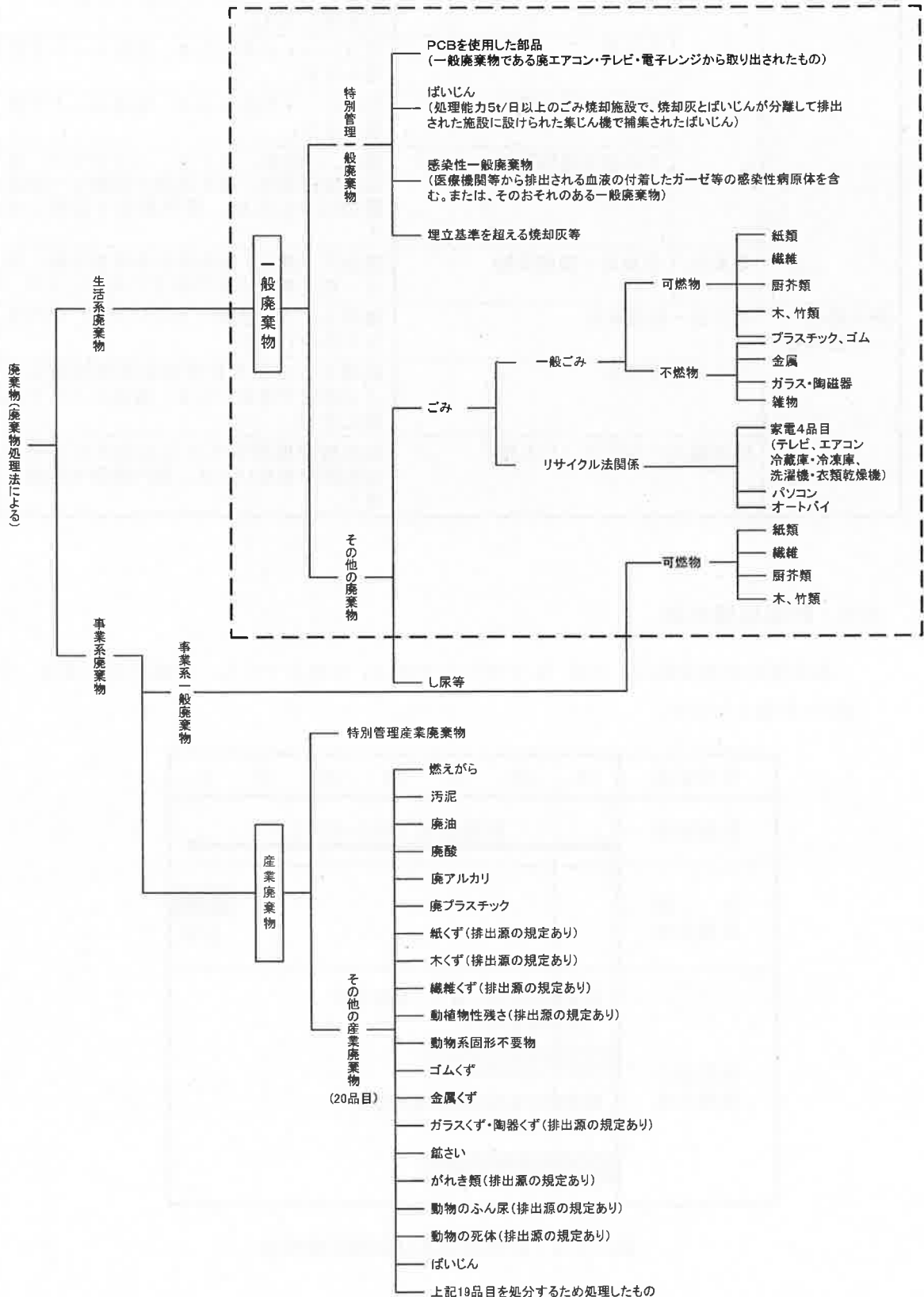


図 1-4-2 本計画における計画処理対象廃棄物

表 1-4-1 独自ルート等で処理しているもの

大分類	中分類	小分類	処理方法
一般廃棄物	家庭系	家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	家電リサイクル法により独自ルートで処理します。
		パソコン	資源有効利用促進法により独自ルートで処理します。
		自動車・オートバイ	自動車リサイクル法により独自ルートで処理します。
		消火器	独自ルートがあるため、独自ルートで処理します。
		乾電池以外の電池	独自ルートがあるため、独自ルートで処理します。
	その他処理困難物	農薬、注射針、タイヤ、バッテリー、風呂用給湯器等、適正処理が困難な一般廃棄物については、専門業者で処理します。	
	事業系	事業系一般廃棄物	農機具・漁具・建築廃材等事業活動に伴う一般廃棄物は専門業者で処理します。
特別管理一般廃棄物	感染性一般廃棄物		廃掃法により処理できないため、専門業者で処理します。
	PCB含有部品		廃掃法及びPCB廃棄物特別措置法により処理できないため、独自ルートで処理します。
	焼却施設からのばいじん等		公的焼却施設以外から排出されるものは処理できないため、専門業者で処理します。

1-4 計画目標年次

本計画の計画期間は、平成 16 年度から平成 31 年度までとし、計画目標年度は、平成 31 年度とします。



平成年度	25	26	27	28	29	30	31
計画期間	← 計画期間 (H16~H31) →						
計画目標年度							■ 目標
他計画の基準年度	廃棄物処理法に基づく基本方針 (目標年度H27)  循環型社会形成推進基本計画 (目標年度H27) 						

図 1-4-3 計画期間及び計画目標年度

平成25年8月28日

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 竹内 功 様

可燃物処理施設整備検討委員会
委員長 道上正規



可燃物処理施設整備の検討に係る第3次報告について

このことについて、本委員会において慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので報告する。

記

本報告書は、可燃物処理施設整備検討委員会設置要綱第2条に規定する審議事項について、審議した結果をとりまとめたものである。

審議においては、新しい可燃物処理施設の設計、建設、運営の指針となる「基本方針」、また、処理対象物や施設規模等の「基本仕様」、併せて、事業実施方式について審議したものである。



新可燃物処理施設整備計画の概要

1 施設整備基本方針（5項目）を策定

- ① 万全の環境保全対策を講じた施設とすること
- ② ごみを安全かつ安定的に処理できる施設とすること
- ③ 資源の循環とごみの持つエネルギーの有効利用に貢献する施設とすること
- ④ 周辺環境との調和と多様な機能により地域が誇りに思える施設とすること
- ⑤ 運営管理が容易で経済性・耐用性に優れた施設とすること

2 施設の基本仕様

①処理対象物（6種類）

〔現在でも焼却しているもの：4種類〕

収集可燃ごみ、事業系可燃ごみ、直搬可燃ごみ、し渣

〔新しく対象としたもの：2種類〕

軽量残渣（不燃物破碎処理後の可燃系ごみ）、災害廃棄物

※ 分別形態は現行を基本とする。

※ 汚れたプラスチックごみについては、これまで通りに軽く洗って、分別排出することを基本とする。ただし、水で洗っても落ちない著しく汚れたプラスチックごみの取り扱いについては、住民負担の軽減、水環境への負荷軽減等を考慮しながら、具体的な取り扱いについて、今後、新施設供用までに構成市町と十分協議する。

②施設規模

1日当たり270トンとしていた規模を、1日当たり240トンとした。

※ 平成24年度までの実績を基に、人口やごみ排出量の将来推計を行なった。

※ 災害廃棄物対応として、年間日平均処理量に10トンを加算した。

（他都市事例を参考とし、処理対象物の約5%程度とした。）

③炉数

今までは3炉構成としていたが、新たな施設規模、建設費、運営費、熱効率、工事期間、他都市事例等を考慮して2炉構成とした。

④計画ごみ質

神谷清掃工場のごみ質調査の検討を行った結果、高効率発電への適応が可能となる、ごみの低位発熱量を満たすと推定された。(2,100kcal) によって、高効率ごみ焼却発電を前提とした施設を整備する。

⑤処理方式

環境影響評価では、3方式5種類の方式について検討を行なったが、運転管理状況や採用実績等を再度検討し、2方式3種類の方式について、今後、処理方式選考評価の対象とする。

ストーカ方式

ガス化溶解方式

シャフト式ガス化溶解方式

流動床式ガス化溶解方式

（ストーカ+灰溶解方式、キルン式ガス化溶解方式は対象外とした。）

3 事業実施方式

公設/民営(建設・運営一括発注方式)とする。

（運営管理も包括的かつ長期的に民間に委託する。）

今後、安全で適切な管理運営を確保するための監視体制等について検討する。

【東部圏域における一般廃棄物処理施設の概要】

ア 可燃物処理施設

○神谷清掃工場



搬入区域	鳥取市（旧鳥取市）、岩美町
処理能力	270 t / 24 h（2炉）
処理方式	ストーカ（全連続式）
竣工年月	平成4年1月
管理者	鳥取市
所在地	鳥取市西今在家228番地

○レインボーふくべ



搬入市町村	鳥取市（旧福部村）
処理能力	5 t / 8 h（1炉）
処理方式	ストーカ（機械化バッチ式）
竣工年月	平成10年3月
管理者	鳥取市
所在地	鳥取市福部町箭溪281番地3

○国府町クリーンセンター



搬入市町村	鳥取市（旧国府町）
処理能力	12 t / 8 h（1炉）
処理方式	ストーカ（機械化バッチ式）
竣工年月	平成9年3月
管理者	鳥取市
所在地	鳥取市国府町岡益464番地

○ながおクリーンステーション



搬入市町村	鳥取市（旧気高郡）
処理能力	25 t / 8h （2炉）
処理方式	ストーカ（機械化バッチ式）
竣工年月	平成6年3月
管理者	鳥取市
所在地	鳥取市気高町八束水2160番地

イ 不燃物処理施設

○鳥取県東部環境クリーンセンター



搬入市町村	鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町
搬入ごみ	小型破碎ごみ、資源ごみ（ビン・缶）、大型資源ごみ、ペットボトル、白色トレイ、乾電池・蛍光管
処理能力	84.25 t / 5h
処理方式	破碎・選別・圧縮・梱包
竣工年月	平成9年3月
管理者	東部広域
所在地	鳥取市伏野2220番地

○いなばエコ・リサイクルセンター



搬入市町村	鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町
搬入ごみ	プラスチックごみ
処理能力	18.4 t / 8h
処理方式	選別・圧縮・梱包
竣工年月	平成18年3月
管理者	因幡環境整備株式会社 (東部広域が中間処理を委託している。)
所在地	鳥取市船木118番地1

ウ 最終処分場

○鳥取県東部環境クリーンセンター最終処分場



埋立対象物	不燃物中間処理残渣、可燃物 処理施設から発生する焼却灰
埋立容量	486,000 m ³
竣工年月	平成9年3月
管理者	東部広域
所在地	鳥取市伏野2220番地

2 一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の適正化について

(1) 本組合が設置する一般廃棄物処理施設及び公の施設

① 鳥取県東部環境クリーンセンター

鳥取県東部環境クリーンセンターは、平成9年4月に供用開始し、不燃ごみの資源回収施設と最終処分場を管理運営している施設です。また、この施設内には、リサイクル啓発施設である「リファレンいなば」も設置しています。

<施設概要>

所在地	鳥取市伏野2220番地	
供用開始	平成9年4月	
施設内容	<資源回収施設> 鳥取県東部環境クリーンセンター 処理能力 80t/日 ・資源ごみ：33t/日 ・プラスチックごみ：17t/日 ・大型ごみ：20t/日 ・小型ごみ：10t/日 ペットボトルリサイクルセンター ・食品トレイ(白色)：0.65t/日 ・ペットボトル：3.6t/日	<最終処分場> ・埋立容量：486,000 m ³ ・埋立面積：約 3.5 h a ・埋立年数：34 年 (計画変更) ・埋立地タイプ 準好気管理型最終処分場

※ プラスチックごみの処理について

従来は埋め立て処分していたプラスチックごみは、平成17年4月から再資源化を行い、最終処分場の延命化を図っているところです。

現在、プラスチックごみは中間処理(手選別、圧縮・梱包)を因幡環境整備(株)へ委託し、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物については、(公財)日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に引き渡し、再商品化しています。また、分別基準に適合しないプラスチックについては、ペレットやRPF(Refuse Paper & Plastic Fuel)の材料となっています。

※ ガラスごみの処理について

「無色」と「茶色」のビンは、平成21年度から廃棄物として適正処理を図るため容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物として協会に引き渡し再商品化していますが、同年、協会が要求している品質・純度を確保するためガラス選別ラインの改造補修を行ったことにより、従前は埋立処理を行っていた「その他」の色のビンも品質・純度を確保することができたため、平成22年度から協会に引き渡し、再商品化をしています。

※ 最終処分場の埋立容量について

施設の供用開始時は、埋立年数を15年間(平成23年度まで)と見込んでいましたが、プラスチックごみの再資源化等により、ごみの埋立量が減少してきたことから、改めて埋立可能年数を試算したところ、34年間(平成42年度まで)の埋め立てが可能であると想定されます。

リファーレンいなば（リサイクル啓発施設）

<施設概要>

所在地	鳥取市伏野2220番地(環境クリーンセンター内)
供用開始	平成9年4月
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル研修（研修室、大小会議室） ・リサイクル体験（工作室、工房、ファクトリー） ・リサイクル情報（ホームページ、広報誌） ・再生品の提供（展示コーナー）

② 因幡霊場

因幡霊場は、平成10年4月に開設した火葬場です。本施設の運営は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在は（公財）鳥取県東部環境管理公社を指定管理者として指定し、管理運営を行っています。指定期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間としています。

<施設概要>

所在地	鳥取市八坂392番地7
供用開始	平成10年4月
敷地面積	21,000m ²
建築構造	鉄筋コンクリート2階・一部鉄骨造
主要設備	火葬炉7基／動物炉1基／告別室2室／収骨室2室／待合室7室（和室4、洋室3）／喫茶・売店

③ 白兔グラウンドゴルフ場

白兔グラウンドゴルフ場は、埋め立てが完了した旧末恒不燃物処分場の跡地利用として平成12年8月にオープンしたグラウンドゴルフ場です。

本施設の運営は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在は（公財）鳥取県東部環境管理公社を指定管理者として指定し、管理運営を行っています。指定期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間としています。

<施設概要>

所在地	鳥取市伏野（旧末恒不燃物処分場跡地）
供用開始	平成12年8月
敷地面積	28,000m ²
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・3コース（24ホール） ・多目的広場 ・管理棟 ・休憩棟（平成24年3月設置） ・駐車場100台

※（社）日本グラウンドゴルフ協会「認定コース証」交付（平成12年3月）
更新（平成22年3月/5年ごと）

(2) 一般廃棄物の処理手数料及び利用料金の適正化について

① 一般廃棄物（不燃ごみ）の処理手数料

不燃物の処理原価は、維持管理費並びに減価償却費及び償還利子に区分されます。平成 17 年度の審議会において、ごみの減量化(プラスチックごみの再資源化等)によって鳥取県東部環境クリーンセンター（不燃物中間処理施設/最終処分場）の供用期間を 15 年から 25 年に延長することができると判断し、単年度の 1 トン当たりの費用を減額することができたため、平成 20 年度以降の審議会においても同様の考え方で減価償却費及び償還利子を 100%算入とすることとしました。

ア 料金設定の経過

	平成 24 年度から (現行手数料)	平成 23 年度まで (改定前手数料)
処理手数料 (10 kgあたり)	3 6 0 円	3 3 0 円

イ 原価計算

○平成 23 年度当時試算

区 分	金 額	算 出 方 法
維持管理費	398, 299 千円	平成 24 年度～平成 26 年度見込額の平均
減価償却費	145, 134 千円	25 年償還
償還利子	50, 705 千円	25 年償還
有価物売払収入	△54, 734 千円	平成 22 年度実績の 80% 68, 418 千円×0.8=54, 734 千円
計	539, 404 千円	

※搬入量 14, 790 t = 平成 24 年度から 26 年度までの推計値の平均

【試算結果】

539, 404 千円 ÷ 14, 790t ≒ 36 千円/t 360 円/10 kg

○検 証

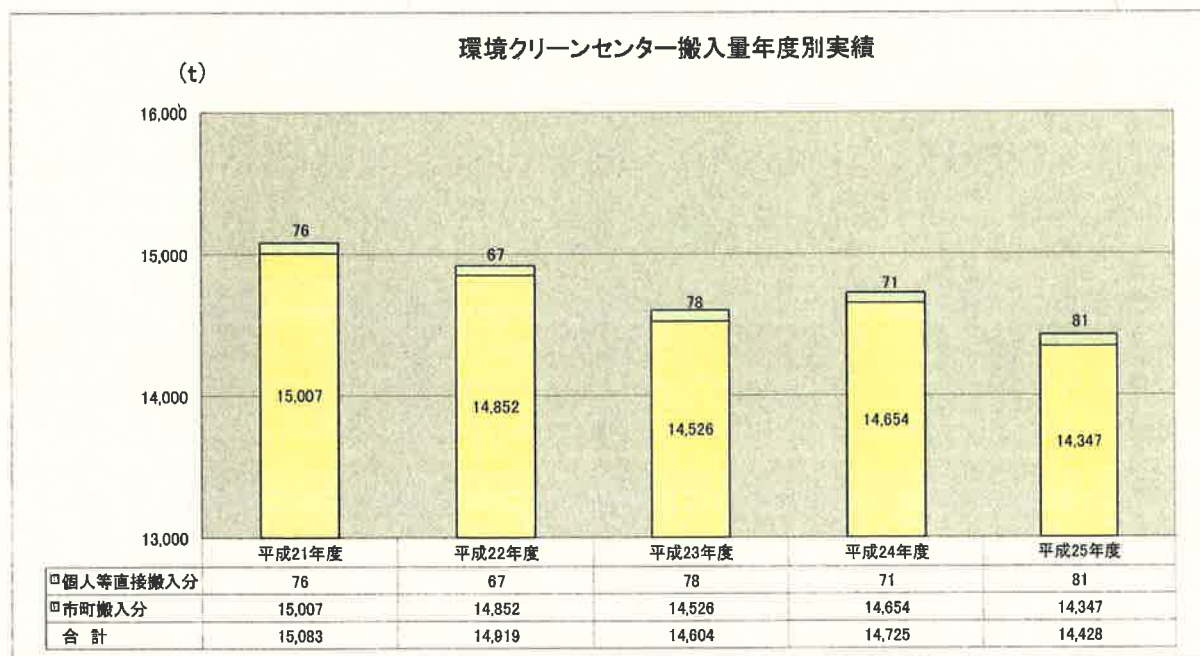
区 分	金 額	算 出 方 法
維持管理費	398,958 千円	平成 24 年度～平成 25 年度実績額の平均
減価償却費	145,134 千円	25 年償還
償還利子	50,705 千円	25 年償還
有価物売払収入	△66,518 千円	平成 24 年度～平成 25 年度実績の平均
計	528,279 千円	

※搬入量 14,577t = 平成 24 年度～平成 25 年度実績の平均

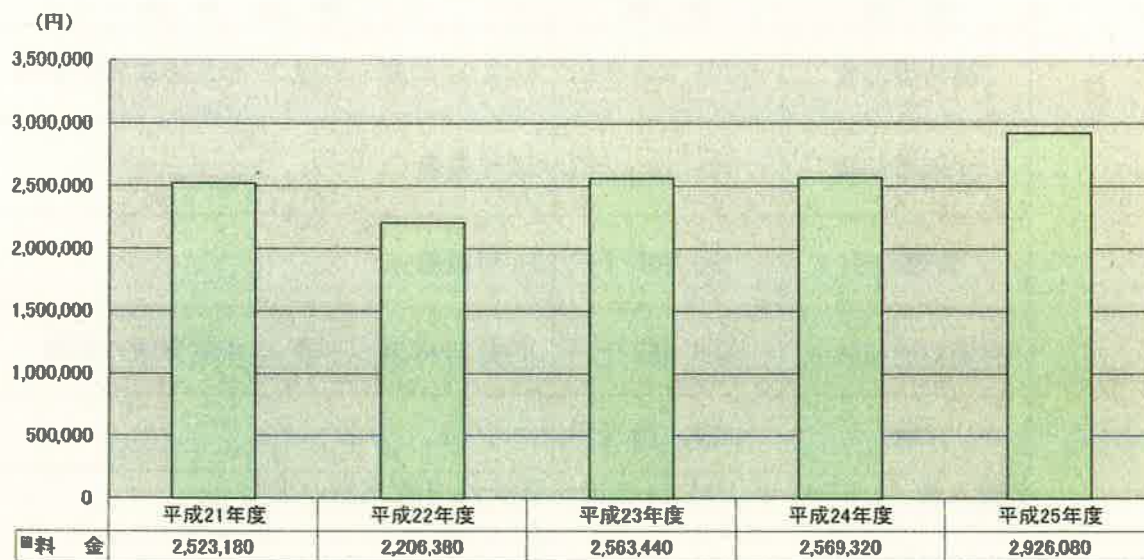
【検証結果】

528,279 千円 ÷ 14,577t ≒ 36 千円/t 360 円/10 kg

平成 24 年度から平成 25 年度の実績で検証した結果、平成 23 年当時の試算と比較して、維持管理費は 659 千円の増、リサイクル再生資源有価物売払収入は 1,784 千円の増、搬入量は 213 t の減であり、10 kg 当たりの経費を算出すると 360 円となり、現行料金と同額となりました。



環境クリーンセンター搬入手数料実績(個人等直接搬入分)



② 因幡霊場の利用料金

因幡霊場は、人生の過程で必ず必要となる施設であり、住民にとって代替となる施設もなく、この意味では極めて公共性が高い施設であることから、施設経費の一部を公費負担してきたところです。

平成 20 年度廃棄物等審議会では、利用者数に比例しない施設整備費（減価償却費及び償還利子）は公費負担とし、利用者数に比例して増減する維持管理費については、その一部を利用者負担とする考え方に基づいて答申がなされました。

内容としては、東部広域の構成市町（智頭町を除く。以下「加入市町」という。）の住民が利用する場合、維持管理費の全額負担を前提としつつ、従前の負担相当額は維持管理費の 70% 相当額であったことから、激変緩和等を考慮し、負担率を 80% 相当とするというものでした。加入市町以外の住民については、維持管理費並びに減価償却費及び償還利子の全額を負担いただくこととしました。

平成 23 年度廃棄物等審議会では、加入市町の住民に係る利用料金については、住民に負担増を求める時期としては適切ではないこと等を考慮し、維持管理費の原価に対する負担率は現状維持することが適当であるとし、料金を据え置くものとする答申がなされました。また、加入市町以外の住民に係る利用料金についても、総原価と現行の利用料金が同額となったことから、利用料金を据え置くものとする答申がなされました。

ア 料金設定の経過

区 分		平成 21 年度から(現行料金)		平成 20 年度まで(改定前料金)	
		加入市町の住民	加入市町外の住民	加入市町の住民	加入市町外の住民
		維持管理費の 80%	総原価の 100%	維持管理費の 70%	総原価の 100%
人 体	大人	25,000 円	61,000 円	21,000 円	61,000 円
	小人	16,000 円	39,000 円	13,000 円	39,000 円
	死胎	16,000 円	39,000 円	13,000 円	39,000 円
	改葬	16,000 円	39,000 円	13,000 円	39,000 円
	汚物	18,900 円	47,250 円	15,750 円	47,250 円
	畜類	18,900 円	47,250 円	15,750 円	47,250 円

イ 原価計算

○平成 23 年度当時試算

区 分	金 額	算 出 方 法	原価/件
維持管理費	107,006 千円	平成 24 年度～平成 26 年度見込額の平均	32,945 円
減価償却費	80,793 千円	25 年償還	24,875 円
償還利子	10,488 千円	25 年償還	3,229 円
計	198,287 千円		61,049 円

※火葬件数 3,248 件 = 平成 18 年度～平成 22 年度実績の平均×賦課割合係数

※賦課割合係数 ・大人 1.0 に対して小人、死胎、改葬は 0.65 で算定

・大人 1.0 に対して汚物、畜類は 0.75 で算定

【試算結果】

総原価 61,000 円	維持管理費の原価	: 32,000 円
加入市町住民負担額(維持管理費の 80%)		: 25,000 円 (大人)
加入市町外住民負担額(総原価の 100%)		: 61,000 円 (大人)

○検 証

区 分	金 額	算 出 方 法	原価/件
維持管理費	106,203 千円	平成 24 年度～平成 25 年度実績額の平均	31,227 円
減価償却費	80,793 千円	25 年償還	23,756 円
償還利子	10,488 千円	25 年償還	3,084 円
計	197,484 千円		58,067 円

※火葬件数 3,401 件 = 平成 21 年度～平成 25 年度実績の平均×賦課割合係数

【検証結果】

総原価 58,000 円	維持管理費の原価	: 31,000 円
加入市町住民負担額(維持管理費の 80%)		: 24,000 円 (大人)
加入市町外住民負担額(総原価の 100%)		: 58,000 円 (大人)

平成 24 年度から 25 年度の実績(火葬件数は、平成 21 年度から平成 25 年度の実績)で検証した結果、平成 23 年当時の試算と比較して維持管理費は 803 千円の減、火葬件数が 153 件の増であり、加入市町住民負担額(維持管理費の 80%)は、現行料金(大人) 25,000 円に対して、検証結果(大人)は 24,000 円となり 1,000 円の減額となりました。

加入市町外住民負担額(総原価の 100%)については、火葬件数の増により減価償却費と償還利子の原価が下がったこと等により、検証結果(大人)は現行料金(大人) 61,000 円に対して 58,000 円となり、3,000 円の減額となりました。

因幡霊場年度別火葬実績

平成21年度実績

種別 市町村	大人	小人	死胎	改葬	人体の 一部等	畜類	市町村 別合計
鳥取市	1,920	7	59	3	79	818	2,886
岩美町	170	0	0	2	1	29	202
若桜町	86	0	0	0	0	8	94
八頭町	269	0	3	1	1	56	330
計	2,445	7	62	6	81	911	3,512
智頭町	6	0	0	0	0	0	6
員外	29	0	7	0	4	5	45
計	2,480	7	69	6	85	916	3,563
合計	3,563						
火葬場 利用料金	83,844,550						

平成22年度実績

種別 市町村	大人	小人	死胎	改葬	人体の 一部等	畜類	市町村 別合計
鳥取市	2,047	10	36	9	86	952	3,140
岩美町	175	0	2	2	0	28	207
若桜町	66	1	2	0	0	10	79
八頭町	272	0	1	2	3	70	348
計	2,560	11	41	13	89	1,060	3,774
智頭町	10	0	1	0	0	1	12
員外	32	0	8	0	3	1	44
計	2,602	11	50	13	92	1,062	3,830
合計	3,830						
火葬場 利用料金	89,814,350						

平成23年度実績

種別 市町村	大人	小人	死胎	改葬	人体の 一部等	畜類	市町村 別合計
鳥取市	2,062	1	35	2	79	920	3,099
岩美町	174	0	4	1	1	47	227
若桜町	70	0	0	0	1	13	84
八頭町	269	0	1	2	3	71	346
計	2,575	1	40	5	84	1,051	3,756
智頭町	9	0	1	0	0	2	12
員外	34	1	3	1	3	4	46
計	2,618	2	44	6	87	1,057	3,814
合計	3,814						
火葬場 利用料金	89,769,750						

平成24年度実績

種別 市町村	大人	小人	死胎	改葬	人体の 一部等	畜類	市町村 別合計
鳥取市	2,002	5	36	9	85	903	3,040
岩美町	201	0	2	1	1	35	240
若桜町	76	0	0	0	0	14	90
八頭町	208	1	1	1	4	50	265
計	2,487	6	39	11	90	1,002	3,635
智頭町	4	0	0	0	0	1	5
員外	43	0	0	0	1	3	47
計	2,534	6	39	11	91	1,006	3,687
合計	3,687						
火葬場 利用料金	86,534,550						

平成25年度実績

種別 市町村	大人	小人	死胎	改葬	人体の 一部等	畜類	市町村 別合計
鳥取市	2,079	5	25	4	73	1,002	3,188
岩美町	177	0	1	6	4	46	234
若桜町	72	0	0	0	0	11	83
八頭町	246	0	0	0	5	63	314
計	2,574	5	26	10	82	1,122	3,819
智頭町	6	0	0	0	0	6	12
員外	34	0	3	0	0	2	39
計	2,614	5	29	10	82	1,130	3,870
合計	3,870						
火葬場 利用料金	90,585,600						

③ 白兔グラウンドゴルフ場の利用料金

白兔グラウンドゴルフ場は、末恒不燃物処分場(最終処分場)の跡地を有効に利用することを目的に、地元住民等で構成する跡地利用検討委員会において、地元要望等も取り入れて検討し設置した施設であり、営利目的の施設ではありません。

また、年間約 30,000 人の利用客の大半を占める高齢者等住民の健康増進施設としての位置付けとしているため、利用料金の一部を公費で支援することが必要であるとの考えで、利用料金を設定しています。

なお、現行利用料金の考え方として、利用料金の決定については、当時(平成 11 年頃)県内にある唯一のグラウンドゴルフ場である「潮風の丘とまり(湯梨浜町)」の料金を参考にして、料金を設定しました。また、施設の運営を平成 12 年 4 月から(財)鳥取県東部環境管理公社に委託することに伴い、同年 3 月 28 日に鳥取県グラウンドゴルフ協会役員及び鳥取県東部市町村グラウンドゴルフ協会代表者と意見交換を行い、現在の利用料金区分(個人・団体・障害者等の減免等)を採用してきました。

最終処分場跡地の再利用を図るとともに、高齢者の生きがいや健康増進の一翼を担う施設であり、多くの人に利用してもらうことが必要であること及び近隣の施設とのバランスも考慮し、平成 23 年度の審議会では条例の料金を据え置くこととしました。

ア 料金設定の経過 (供用開始より現在まで)

区 分		東部広域条例	指定管理者
個人	子ども	300 円	200 円
	大人	500 円	400 円
団体	子ども	240 円	150 円
	大人	400 円	350 円
多目的広場		1,000 円	1,000 円
用具		100 円	100 円

※指定管理者の団体料金については、東部圏域住民の団体(20人以上)に適用。

イ 原価計算

○平成 23 年度当時試算

区 分	金 額	算 出 方 法
人 件 費	9,855 千円	人件費等維持管理費 平成 24 年度～平成 26 年度見込額の平均
光熱水費	815 千円	
委 託 料	1,254 千円	
芝管理費	2,301 千円	
そ の 他	6,140 千円	
計	20,365 千円	

※利用者数 27,408 人 = 平成 18 年度～平成 21 年度実績の平均×賦課割合係数

※賦課割合係数 ・個人大人 1.0 に対して個人子ども 0.5、団体大人 0.875、
団体子ども 0.375 で算定

【試算結果】

20,365 千円 ÷ 27,408 人 ≒ 743 円/人(個人大人)

743 円/人

○検 証

区 分	金 額	算 出 方 法
人 件 費	9,663 千円	人件費等維持管理費 平成 24 年度～平成 25 年度実績額の平均
光熱水費	761 千円	
委 託 料	938 千円	
芝管理費	2,391 千円	
そ の 他	4,927 千円	
計	18,680 千円	

※利用者数 24,117 人 = 平成 21 年度～平成 25 年度実績の平均×賦課割合係数

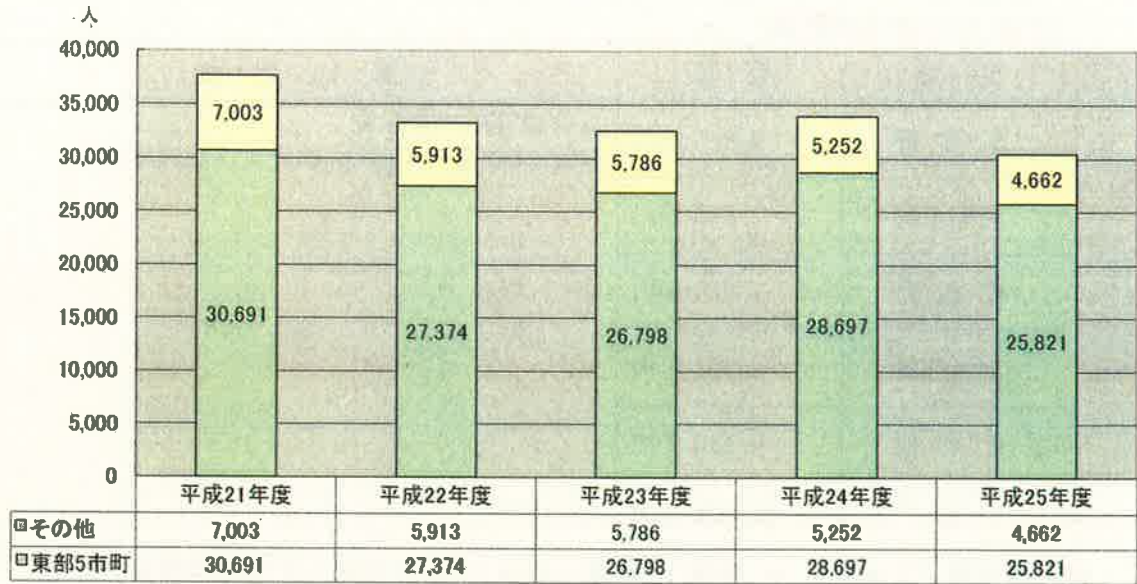
【検証結果】

18,680 千円 ÷ 24,117 人 ≒ 774 円/人(個人大人)

774 円/人

平成 24 年度から 25 年度の実績(利用者数は、平成 21 年度から平成 25 年度の実績)で検証した結果、平成 23 年度当時の試算と比較して維持管理費が 1,685 千円の減となりましたが、利用者数が減となったため、原価は 31 円の増となりました。

白兔グラウンドゴルフ場利用者数



白兔グラウンドゴルフ場利用料金

